

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン

平成16年4月23日（告示978） 一部改正

動生剤基準の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチンの3.4.4、3.4.6、3.4.7、3.4.8及び3.4.9に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。